

羅針盤

令和5年度 第2号 (通算349号)
令和5年4月27日(木) 発行
岡山県総合教育センター 企画部
Tel (0866)56-9102 Fax (0866)56-9122

令和5年度から新たな研修制度がスタートします!

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(令和4年法律第40号)が成立し、教育委員会による校長及び教員等の研修履歴の記録の作成と当該履歴を活用した資質向上に関する指導助言等の仕組みが令和5年度4月1日から施行されることとなりました。県教育委員会では、この制度が円滑にできるよう手引を作成しています。

「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の手引」の一部を紹介します。



【内容紹介】研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励

研修履歴を
活用し対話

当初面談や最終面談で**受講奨励**

研修を
受講

eラーニング研修の活用等

研修履歴を
記録

県総合教育センターの講座受付システムで記録

対話による
振り返り

振り返りによる**成長の確認**



【内容紹介】研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するQ&A

Q 研修履歴はいつからのものを活用するのですか? また、どのように記録されるのですか?

A 令和5年度からの研修履歴を蓄積し、面談時等に活用することになります。県総合教育センター、県教育庁各課室・教育事務所の研修等は、研修受講後、講座受付システムへの主催者による出席処理を経て、研修履歴が記録されます。



Q 毎年受講奨励が行われるのなら、毎年1つ以上は何らかの研修を受ける必要があるのでしょうか?

A 3年程度の間記録対象研修*のいずれかを受講できるように受講奨励が行われます。しかし、受講回数や受講することのみが目的となってはいけません。校長や教員等が必要な学びを主体的に行っていくことが大切です。

*詳細は、県総合教育センターホームページ「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の手引」を参照してください。

「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の手引」のダウンロードはこちら



研修の検討や受講奨励の参考にどうぞ!

- 岡山県総合教育センター
 - ・「専門研修」一覧…6月以降実施
 - ・「eラーニング研修」一覧…5月15日～11月24日実施
- 教育庁各課室・教育事務所
 - ・研修一覧…教高指第21号令和5年4月11日通知による



「専門研修」一覧等はこちら

